

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	防災企画課
契約締結日	令和8年7月17日
件名	港防災センター移転改築設計等業務委託
概要	名古屋市港防災センター（以下「港防災センター」という。）は、開館から40年以上が経過し、展示設備の老朽化等様々な課題を抱えており、また、南海トラフ地震の発生可能性の高まりや風水害の激甚化・頻発化を踏まえて、総合的な防災啓発・人材育成の拠点施設とするため、令和9年4月の統合に伴い跡地となる野跡小学校の地へ移転し、既存校舎等を取り壊して整備を行うこととなった。 本件は、令和7年度の「港防災センター移転改築の基本計画」等に基づき、展示や建築、設備等に係る設計一式を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	新たな港防災センターについては、伊勢湾台風の伝承、地震・風水害に係る体験や展示、屋外敷地を活用した訓練などを行う防災啓発施設、指定避難所、地域防災拠点、さらには市の現地本部の活動スペースなどの機能を総合的に兼ね備えたオールインワンの施設を目指しており、限られた延床面積を有効活用して平時の展示空間等を発災時にも活用する防災フェーズフリーの考え方を取り入れて整備を行うこととしている。 こうした施設は他都市にも例がなく、設計業務を行うにあたっては高度な知識及び専門的な技術が必要となるため、本市においてあらかじめ最適な仕様を定めることが困難であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できることからプロポーザル方式により事業者を選定した。 その結果は下記のとおりであり、1位となった者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結した。 【提案者の順位と点数】 1位 東畑・丹青社設計共同事業体 370点
契約の相手方	東畑・丹青社設計共同事業体
契約金額(円)	267,960,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局防災企画課です。
電話番号 052-972-3523

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和8年7月6日
件名	Microsoft Teams等利活用ハンズオン研修業務委託
概要	名古屋市でMicrosoft E3 を導入するにあたり、特にMicrosoft Teams 及びMicrosoft Teams 利用時に関連するツールの利活用が促進されるよう、職員向けの研修を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は令和8年5月1日に入札後資格確認型一般競争入札（総合評価落札方式）の公告を実施し、6月9日に開札を行ったが、予定価格超過となった。その後、再度入札に付した際にも落札とならなかった。 そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、応札のあった業者から再度見積書を徴取し、予定価格内の見積書を提出した業者と随意契約を行ったもの。
契約の相手方	ソフトバンク株式会社
契約金額(円)	3,289,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2260

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年7月1日
件名	愛知・名古屋2026 選手等交流用メタバース空間運用業務
概要	愛知・名古屋2026において、愛知県及び名古屋市は、選手及び大会関係者（以下、「選手等」という。）が交流できる場を提供するため、選手間交流事業を実施する。 本業務は、大会期間中に選手等が時間・場所を問わず交流できる交流空間として2025年度事業で製作したメタバース空間を用いて、選手等の交流を図るとともに、愛知県を始めとする観光PRを行い、愛知・名古屋の魅力を伝えることを目的とする。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 本業務で運用するメタバース空間は、クラスター株式会社が提供するプラットフォーム上に構築されており、そのシステム仕様、管理機能及び運用環境は当該事業者により一体的に提供・管理されている。本メタバース空間の運用を行うことができるのは、当該事業者に限られるため、クラスター株式会社と随意契約を締結するもの。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
契約の相手方	クラスター株式会社
契約金額(円)	29,535,712円(うち本市負担額 9,845,237円)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。

電話番号 052-972-4620

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和8年7月14日
件名	イベント出展事業業務委託(その2)
概要	愛知県及び名古屋市では、「第20回アジア競技大会」及び「第5回アジアパラ競技大会」について広報するため、国内の各イベントにてブース出展を実施している。本業務は、ブース出展に使用する両大会の啓発資材等を各会場へ運搬し、PRブースの運営等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 愛知県が一般競争入札の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき本市は随意契約を行った。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイアンドエス・ビービーディオー 名古屋支社
契約金額(円)	総額4,389,000円(うち本市負担分1,463,000円)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。

電話番号 052-972-4079

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年07月31日
件名	北部市場青果棟エレベーター等整備委託
概要	中央卸売市場北部市場に設置してある青果棟エレベーター6基を現行法に適合するために整備を行う。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、三菱電機ビルソリューションズ株式会社(令和4年4月から三菱電機株式会社より当該事業部門が移管)が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ整備業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社
契約金額(円)	94,600,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和8年7月16日
件名	苛性ソーダ(猪子石工場始め2工場)
概要	本件は、名古屋市猪子石工場及び富田工場において、廃棄物の焼却に伴い発生する排ガス中の塩化水素、亜硫酸ガスの濃度低減及び汚水のpH調整のために使用する苛性ソーダを買い入れるものである。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市猪子石工場及び富田工場において使用する苛性ソーダについて、令和8年度中期分(令和8年8月1日から令和8年11月30日まで)の買い入れを令和8年5月13日付で一般競争入札に付したところ、令和8年7月1日に予定価格超過のため不調となった。 本件は、政府調達協定の適用を受ける契約であるため、再度入札に付す場合、入札公告から契約締結までに約2ヵ月を要する。 しかし、焼却設備を稼働するためには本薬品が必要不可欠であり、8月、9月に納入されない場合、焼却施設の停止に至ることとなり、市民生活に甚大な影響を及ぼすこととなる。 そのため、再度入札に付し契約締結に至るまでの期間に係る買い入れ分について、不調となった前回入札において競争入札参加資格の確認申請を行い資格を有すると確認した事業者との間で見積合わせを実施し、随意契約を締結するものである。 【根拠条文】 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	株式会社エイムス
契約金額(円)	126.5000(単価契約)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-2323

随意契約の内容の公表

局区	経済局								
課	産業立地交流課								
契約締結日	令和8年6月5日								
件名	名古屋進出セミナー開催業務委託								
概要	企業誘致を一層推進するため、企業の進出先としての名古屋の魅力や進出支援の情報等を広く発信するセミナーを東京圏(オンライン含む)で開催するもの。								
契約の相手方を選定した理由	当該セミナーは、企業進出先としての本市の魅力や進出支援情報等を広く発信することを目的として行うもので、その内容は効果的なものとする必要があることから、事業目的の達成のためには新規性や創造性が必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、公募型プロポーザルを実施した。 評価委員による評価において、評価基準に基づき2者からの提案を評価した結果、最低基準点以上の点数を得た者の中から最も優れていた提案者を契約相手として相応しいと判断されたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をした。 提案者の順位と順位点合計 <table><tr><td>1位</td><td>株式会社 日本経済社</td><td>名古屋支社</td><td>198点</td></tr><tr><td>2位</td><td>株式会社 中日新聞社</td><td></td><td>192.5点</td></tr></table>	1位	株式会社 日本経済社	名古屋支社	198点	2位	株式会社 中日新聞社		192.5点
1位	株式会社 日本経済社	名古屋支社	198点						
2位	株式会社 中日新聞社		192.5点						
契約の相手方	株式会社 日本経済社 名古屋支社								
契約金額(円)	19,998,000								

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局産業立地交流課です。
電話番号 052-972-2423

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	観光推進課
契約締結日	令和8年6月30日
件名	大河ドラマ「豊臣兄弟！」相互協力冊子制作業務委託
概要	令和8年の大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放送を契機とした観光の推進事業として、名古屋市が一般財団法人NHK財団と相互協力のもと、大河ドラマの番組ビジュアル等の素材を活用した冊子を制作するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は大河ドラマ「豊臣兄弟！」の番組素材を活用した事業であり、一般財団法人NHK財団は、番組素材の著作権処理をはじめ、冊子の制作に係るすべての業務を遂行できる唯一の事業者であることから、当該事業者と契約する必要がある。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本件業務について、一般財団法人NHK財団と随意契約するものである。
契約の相手方	一般財団法人NHK財団
契約金額(円)	4,818,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局観光推進課です。
電話番号 052-972-4611

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月6日
件名	グリーンインフラを活用した暑熱対策の普及啓発業務委託(その2)
概要	ヒートアイランド現象により年々暑さが厳しくなっている本市の市街地において、植栽及びミストを用いた緑化壁を設置・活用することにより、暑熱対策とともに、緑がもたらす視覚的な快適性も創出し、グリーンインフラの導入や持続可能な社会の実現に向けた行動変容を促す普及啓発を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	令和8年6月4日に入札公告した「グリーンインフラを活用した暑熱対策の普及啓発業務委託」(入札後資格確認型一般競争入札)は、応札者があったものの、予定価格超過により不調となった。 本契約において設置する緑化壁は、アジア・アジアパラ競技大会の開催期間中に、暑熱対策とともに、グリーンインフラの導入等に向けた行動変容を促す普及啓発のために設置を行うものであり、大会開催に合わせた確実な設置が不可欠であるが、本件について再度競争入札を実施した場合、公告、入札、契約締結及び設置に要する期間を総合的に勘案すると、大会開催に合わせて設置を完了することが困難である。 以上のことから、緊急の必要により競争入札に付することができない場合として、仕様の見直しと予定価格の再設定を行って見積徴取し、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をしたものである。
契約の相手方	岩間造園株式会社
契約金額(円)	18,480,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	五条川工場
契約締結日	令和8年7月10日
件名	五条川工場ボイラ給水ポンプ等部品の製造請負
概要	焼却設備の重要機器であるボイラ給水ポンプ等の主要部品を定期的に交換しポンプの性能を維持している。当該部品に不具合がある場合、速やかに直す必要があるが、納期に6か月かかることから故障発生後の発注ではリスク管理ができないため、製造の請負により調達するもの。
契約の相手方を選定した理由	五条川工場のボイラ給水ポンプ等は、株式会社荏原製作所が独自の技術により設計及び製造を行ったものである。 よって、製造請負を行うことができるのは株式会社荏原製作所に限られるため。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社荏原製作所
契約金額(円)	6,691,520

契約の内容についてのお問い合わせ先は、五条川工場です。
電話番号 052-449-2010

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	旭運輸株式会社
契約金額(円)	311,115,508

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	東春運輸株式会社
契約金額(円)	594,666,875

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	株式会社平成輸送サービス
契約金額(円)	297,269,533

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	大竹運輸株式会社
契約金額(円)	445,542,174

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	斎藤運輸株式会社
契約金額(円)	608,342,438

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	昭和橋急配株式会社
契約金額(円)	311,143,910

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	大成運送株式会社
契約金額(円)	471,047,170

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	株式会社豊福組運輸
契約金額(円)	445,968,204

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	中京急送株式会社
契約金額(円)	148,656,068

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	猪高運輸株式会社
契約金額(円)	297,326,337

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	中京陸運株式会社
契約金額(円)	170,412,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	丸安運輸株式会社
契約金額(円)	148,514,058

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	米山運送株式会社
契約金額(円)	470,763,150

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	株式会社ダイエーディスポウズ
契約金額(円)	149,110,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	星山興業株式会社
契約金額(円)	163,879,540

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	名古屋陸送株式会社
契約金額(円)	323,782,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	中京道路管理株式会社
契約金額(円)	298,221,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	日本ロードサービス株式会社
契約金額(円)	155,500,950

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その2＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	東春運輸株式会社
契約金額(円)	141,527,166

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その2＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	大竹運輸株式会社
契約金額(円)	141,725,980

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その2＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	斎藤運輸株式会社
契約金額(円)	141,527,166

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その2＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	昭和橋急配株式会社
契約金額(円)	141,981,598

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その2＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	大成運送株式会社
契約金額(円)	283,054,332

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その2＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	株式会社豊福組運輸
契約金額(円)	283,395,156

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その2＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	中京急送株式会社
契約金額(円)	141,697,578

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その2＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	米山運送株式会社
契約金額(円)	288,990,350

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月15日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和9年度～令和13年度)＜その2＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	中京道路管理株式会社
契約金額(円)	144,282,160

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月22日
件名	常時監視システム用コンピューターの賃貸借
概要	常時監視システムは、大気環境等の状況や大規模工場からの排出ガス等について常時監視するとともに、それらのデータを基礎データとして活用している。また、大気環境のデータについては、愛知県のシステムと連携し、愛知県へデータを送付するとともに、本市webサイトで情報発信をしている。 当該システム用コンピューターの賃貸借は長期継続契約を締結しており、令和9年3月19日に契約期間が満了するが、セキュリティ、防災等の対策を強化するため、サーバーをデータセンターに設置する等のシステム構成の一部を見直しを行っているが、基本的に現在の常時監視システムを継続して使用するため、改めて長期継続契約の賃貸借をするもの。
契約の相手方を選定した理由	市内に多数設置されている子局が耐用年数に達しておらず今後も継続利用することとし、また子局自体がセンサーの制御を含めた特殊な装置であることやサーバー上のソフトウェアとのインターフェースがベンダー独自の仕様であるため、別の事業者を参入させた場合、品質の確保が困難になる恐れがある。 同一ベンダーとの随意契約は、最も低コスト、低リスクであると考えられるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により現契約者である環境計測株式会社中部事業所と随意契約を締結した。
契約の相手方	環境計測株式会社 中部事業所
契約金額(円)	756,987(月額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月22日
件名	令和8年度大気汚染物質自動測定機の定期点検業務委託(その1)
概要	大気汚染常時監視測定局に設置している紀本電子工業(株)製の二酸化硫黄自動測定機1台、窒素酸化物自動測定機4台、浮遊粒子状物質自動測定機1台、オキシダント自動測定機2台及び微小粒子状物質自動測定機5台について、定期点検業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該二酸化硫黄自動測定機、窒素酸化物自動測定機、浮遊粒子状物質自動測定機、オキシダント自動測定機及び微小粒子状物質自動測定機は、紀本電子工業株式会社が独自の技術により製造し施工したものである。 本件は、その高感度の精密機器を分解整備し、機能保持の担保を得るためには、製造者の独自技術や必要部品の供給が不可欠であり、名古屋市内において本業務を実施しうる業者は紀本電子工業株式会社の市内唯一の代理店であるアドバンテック東洋株式会社名古屋営業所に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。
契約の相手方	アドバンテック東洋株式会社 名古屋営業所
契約金額(円)	7,337,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和8年7月22日
件名	令和8年度大気汚染物質自動測定機の定期点検業務委託(その3)
概要	大気汚染常時監視測定局に設置している東亜ディーケーケー(株)製の二酸化硫黄自動測定機2台、窒素酸化物自動測定機3台、微小粒子状物質自動測定機8台、オキシダント自動測定機4台について、定期点検業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該二酸化硫黄自動測定機、窒素酸化物自動測定機、微小粒子状物質自動測定機及びオキシダント自動測定機は、東亜ディーケーケー株式会社が独自の技術により製造し施工したものである。 本件は、その高感度の精密機器を分解整備し、機能保持の担保を得るためには、製造者の独自技術や必要部品の供給が不可欠であり、名古屋市内において本業務を実施しうる業者は東亜ディーケーケー株式会社の市内唯一の代理店である株式会社三弘に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。
契約の相手方	株式会社三弘
契約金額(円)	7,348,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課 障害企画課
契約締結日	令和8年7月17日
件名	特定区間SF乗車実績データ抽出システム等機器更新業務委託
概要	敬老パス及び福祉特別乗車券の運用に必要な各種システム機器が設置から5年が経過し、保守期間満了や修理部品生産終了を迎えることから更新業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 敬老パス及び福祉特別乗車券(以下、「敬老パス等」という。)は対象交通拡大に伴い、SF乗車実績データに基づく償還払いを行うこととしている。契約相手方事業者は敬老パス等を含む交通局マナカの発行者であり、発行したカードのSF乗車実績データの所有者である。また、敬老パス等カード発行にあたってはカード固有番号と個人情報の突合や大量発送を短期間で行う必要があり、契約相手方事業者は機械的に情報を突合し処理できる体制を保有している。 これらは敬老パス等の運用上、継続的に運用することが不可欠であり、システムを熟知し、データを保有・管理している契約相手方事業者は、運用を中断することなく円滑にシステム機器更新を委託でき、かつ業務を確実に遂行可能である唯一の事業者である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社名古屋交通開発機構
契約金額(円)	28,712,695

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-888-8612

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和8年6月2日
件名	フリガナ印字のためのシステム改修
概要	現在、住民記録システムより氏名の読み仮名が連携されているが、住民記録システムの標準化後、法改正に伴い正式に公証できる“振り仮名”が連携される。現在連携されている読み仮名は被保険者証等の帳票に印字されない仕様となっているが、新たに連携される“振り仮名”を印字するためのシステム改修に伴う業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 当業者は、平成12年4月から稼働中の介護保険システムに関する全てのソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関する全ての情報を保有するとともに著作権を有している。また、当システムに関する全ての保守作業についても、著作権を有する当業者が行っており、当システムに精通している唯一の業者である。以上のことから、本件は競争入札に適さないため、当業者との随意契約を締結するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	4,104,672

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号 052-972-2595

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和8年7月23日
件名	オンライン申請BPOセンター開設に伴う介護保険システム関連業務委託
概要	オンライン申請BPOセンターの開設に伴い必要となる介護保険システムに係る以下の業務を委託するもの。 ①介護事務端末のセットアップ業務 BPOセンターに設置する介護事務端末について、機器のセットアップ、各種設定及び動作確認並びに介護保険サーバの設定変更を実施するもの。 ②介護保険システムに係る改修業務 BPOセンターに従事する職員に対する職員権限の追加に伴い、介護保険システムにおける権限設定の追加及びこれに関連する必要な改修を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 当業者は、平成12年4月から稼働中の介護保険システムに関する全てのソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関する全ての情報を保有するとともに著作権を有している。また、当システムに関する全ての保守作業についても、著作権を有する当業者が行っており、当システムに精通している唯一の業者である。以上のことから、本件は競争入札に適さないため、当業者との随意契約を締結するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	5,341,380

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号 052-972-2595

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和8年7月23日
件名	中土木事務所からの移転に伴う介護保険システム運用環境移設業務委託
概要	現在中土木事務所にて運用している介護保険システムのオペレーター室について、退去に伴い移転する必要があるため、以下を含む運用環境の移設を委託するもの。 1. 移転に伴う端末設定作業 2. 回線引き込み、機器設置等の執務室整備 3. システム動作確認および運用テスト 4. オペレーター作業手順書の更新
契約の相手方を選定した理由	1 理由 当業者は、平成12年4月から稼働中の介護保険システムに関する全てのソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関する全ての情報を保有するとともに著作権を有している。本件は単なる移転作業ではなく、当該システムの運用環境を別拠点へ移設するにあたり、 ・システム構成に応じたネットワーク設定 ・各種端末およびサーバの再設定 ・移設後の正常稼働を担保するための動作確認および調整 ・運用手順の見直し 等、システム内部仕様に精通していることが必要不可欠な作業を含む。以上のことから、本件は競争入札に適さないため、当業者との随意契約を締結するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	4,416,720

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号 052-972-2595

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和8年7月30日
件名	令和8年度なごや意識のバリアフリーフェスタ事業委託契約
概要	令和8年11月1日開催のふれあい広場にかかる各種催し物などの企画及び事業の運営。また、令和8年12月6日開催の「障害者週間」記念のつどいにかかる企画及び事業の運営。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 随契理由 本事業は国際障害者年(昭和56年)以来、障害者福祉の増進を図るため、障害者関係団体が「なごや意識のバリアフリーフェスタ実行委員会」(旧:「障害者と市民のつどい実行委員会」R7に実行委員会の名称を変更した。)を結成し、毎年主体的に実施している。「なごや意識のバリアフリーフェスタ実行委員会」はこの行事を主宰するために結成された組織であり、行事のテーマ・内容・運営等について検討を重ねている。また、「障害についての啓発行事」という性格上、多様な障害についての視点を持ち、当事者の立場をよく理解した事業運営が不可欠である。こうした知見を持ち合わせるのは、障害者団体からなる当該委員会に限定されるため、随意契約を締結するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや意識のバリアフリーフェスタ実行委員会
契約金額(円)	7,065,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号 052-972-2585

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年7月1日
件名	障害福祉の仕事フェア2026企画及び運営業務委託
概要	障害福祉人材確保策のひとつとして、障害福祉に興味をもってもらいきっかけ作りや福祉人材の掘り起しを目的に開催する「障害福祉の仕事フェア2026」の企画及び運営実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 障害福祉の仕事若年層や求職者、その他の一般の方等に広く、効果的に魅力発信することを目的として、イベントの企画及び実施・運営に関する提案を比較するため、公募型企画競争（プロポーザル方式）を行い、事業者を選定した。 応募事業者は1者（ヒューマンアカデミー株式会社）で、評価委員からの意見聴取の結果、契約候補者となることができる最低基準点（合計点の満点の5割：250点）を上回る評点（366点）であったため、随意契約を締結した。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ヒューマンアカデミー株式会社
契約金額（円）	4,986,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
 電話番号 052-972-2558

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和8年7月1日
件名	名古屋市障害支援区分認定等審査会事務局委託
概要	障害支援区分認定等審査会にかかる事務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 障害支援区分認定等審査会の事務局では、審査会の割当や判定結果の入力に福祉総合情報システムを使用しており、受託事業者には当該システムを利用可能な環境の整備が不可欠である。しかし、本業務の規模を踏まえると、市役所外に新たに事務所を確保し、同様のシステム利用環境を構築することは、費用面からも非効率である。 また、本業務は審査会運営の補助を担うものであり、円滑な遂行のためには高い専門性と十分な実務経験が求められることから、対応可能な事業者は限定される。 委託事業者は現在、介護保険課の介護認定事務センターにおいて介護保険認定事務を受託しており、同センターには庁内LANが整備されているため、福祉総合情報システムを即時に利用可能な環境が既に確保されている。さらに、他自治体においても障害支援区分認定等審査会の補助業務の受託実績を有しており、審査会運営に必要な知識及び経験を十分に備えている。 以上のことから、当該事業者は、本業務を確実かつ効率的に実施できる唯一の事業者である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
契約金額(円)	6,240,163

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
 電話番号 052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和8年7月6日
件名	令和8年度 RS ウイルス定期接種化に伴う健康増進支援システムの改修業務委託
概要	令和8年4月1日付けでの予防接種実施規則等の一部改正に基づき、対応する福祉総合情報システム(健康増進支援システム)の改修を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 (1) 排他的権利 この業務で用いる健康増進支援システムは、株式会社アイネスが開発したパッケージシステムを基に、本市の発注仕様の内容を実現するためカスタマイズしたものを運用し、当該システムのプログラムの著作権は株式会社アイネスが保有している。 (2) 特殊な技術に係る特定役務 健康増進支援システムのプログラム構成及びデータの暗号化に係る手法を知る者は、開発者である同社に限定される。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス営業本部
契約金額(円)	5,795,212

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号 052-972-4373

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和8年7月6日
件名	高齢者肺炎球菌予防接種のワクチン変更に伴う健康増進支援システムの改修業務委託（令和8年度）
概要	令和8年4月1日付けでの予防接種実施規則等の一部改正に基づき、対応する福祉総合情報システム（健康増進支援システム）の改修を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 (1) 排他的権利 この業務で用いる健康増進支援システムは、株式会社アイネスが開発したパッケージシステムを基に、本市の発注仕様の内容を実現するためカスタマイズしたものを運用し、当該システムのプログラムの著作権は株式会社アイネスが保有している。 (2) 特殊な技術に係る特定役務 健康増進支援システムのプログラム構成及びデータの暗号化に係る手法を知る者は、開発者である同社に限定される。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス営業本部
契約金額(円)	6,392,925

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号 052-972-4373

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和8年7月1日
件名	名古屋市子どものインフルエンザ予防接種費用の助成事業における健康増進支援システムの運用等に係る業務委託（令和8年度）
概要	令和8年10月1日から「名古屋市子どものインフルエンザ予防接種費用の助成事業」を実施するにあたり、事業対象者に係るデータ抽出を含むクーポン券の作成・発送、健康増進支援システムへの事業データの取込等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 （1）排他的権利 この業務で用いる健康増進支援システムは、株式会社アイネスが開発したパッケージシステムを基に、本市の発注仕様の内容を実現するためカスタマイズしたものを運用しており、当該システムのプログラムの著作権は株式会社アイネスが保有しているため。 （2）特殊な技術に係る特定役務 健康増進支援システムは、株式会社アイネスが持つ技術・手法をもって開発されたものであり、そのプログラム構成及びデータの暗号化に係る手法を知る者は、開発者である同社に限定されるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス営業本部
契約金額(円)	11,174,581

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号 052-972-4373

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和8年7月23日
件名	令和8年度名古屋市子どものインフルエンザ予防接種費用の助成事業委託
概要	当該契約は、門出を迎える子どもを対象としたインフルエンザ予防接種費用の助成(無償化)に係る事務のうち、医療機関の募集、本市及び医療機関に係る連絡・調整、委託料の請求・支払い事務、本市への事業実施報告等を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 (1)市民の利便性を重視し、実施医療機関として地域の身近な医療機関を多数確保する必要がある。 (2)市内にある医療機関のうち、約80%が名古屋市医師会の会員になっている。他に同様の法人は存在せず、本事業を確実にかつ効率的に実施できる唯一の団体である。 (3)各医療機関と個別に契約を結ぶ方式では、事務手続き等が膨大となり、市民への接種機会の提供が間に合わない。一方で、名古屋市医師会は日頃から各医療機関と連絡・調整を行っており、事業を行う医療機関をすみやかに募集するとともに資材の配布や事業周知も滞りなく行うことができるため、円滑に接種を開始できる。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人 名古屋市医師会
契約金額(円)	179,364,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号 052-972-4373

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和8年7月29日
件名	マイナンバー情報連携整備事業によるデータ標準レイアウト改版に伴う福祉総合情報システム改修委託
概要	マイナンバー情報連携により、市町村間で予防接種情報の迅速かつ正確な授受を行うためには、データ標準レイアウトに準拠した予防接種情報の整備が必要である。 本件は、予防接種実施規則等の一部改正に伴い、定期接種ワクチンの追加等に対応したデータ標準レイアウトの改版が行われたことから、当該改版に対応するため、福祉総合情報システム(健康増進支援システム)の改修を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 (1) 排他的権利 この業務で用いる健康増進支援システムは、株式会社アイネスが開発したパッケージシステムを基に、本市の発注仕様の内容を実現するためカスタマイズしたものを運用し、当該システムのプログラムの著作権は株式会社アイネスが保有している。 (2) 特殊な技術に係る特定役務 健康増進支援システムのプログラム構成及びデータの暗号化に係る手法を知る者は、開発者である同社に限定される。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス営業本部
契約金額(円)	2,754,675

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号 052-972-4373

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和8年5月10日
件名	新型コロナウイルス感染症対策業務にかかる倉庫の賃貸借契約
概要	新型コロナウイルス感染症に係る書類の保管場所として、倉庫を賃借するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 現在当該倉庫において、各保健センターにて保管されていた新型コロナウイルス感染症関連の書類をまとめて保管しており、管理面から引き続き当該倉庫の借り入れを行うもの。 なお、本契約は、不動産の借入れ契約であり、契約の相手方が賃貸借建物の所有者に特定されるものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	所有者個人
契約金額(円)	1,815,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号 052-972-2631

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和8年7月1日
件名	名古屋市若年女性へのアウトリーチモデル事業業務委託
概要	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える若年女性を発見し、相談機関を周知・案内することや、同時に実施する簡易的な相談場所を兼ねた居場所へ案内し、若年女性の自立へとつなげていくために、繁華街やSNS条での見回りを実施する。
契約の相手方を選定した理由	当事業は広く一般市民を対象とするものではなく、家族関係の破綻等により、家庭に居場所がなかったり、貧困や孤立、性被害などのリスクを抱えるものの、様々な事情で支援機関等につなげることができず夜の繁華街を出歩く若年女性の自立支援を行うことを目的としており、夜の繁華街での見回り等により困難な問題を抱える若年女性に声掛けをしたり初期相談を行うものである。 令和7年度は公募型プロポーザル方式で事業者選定を行い、選定事業者はこれまでの若者支援への実績の中で培ってきたノウハウやネットワークを活用することで、仕様以上の工夫があり、困難な問題を抱える若年女性の支援につながった。令和8年度においても「モデル」事業として事業継続を予定しており、令和7年度実施の内容にとどまらない工夫により、アウトリーチを行うことで支援を実施することが求められる。 以上のことから、当事業は高度な知識や専門性から新しい支援へのアプローチを検討することを必要としており、仕様に定められる内容だけでは実現困難であると考えられる。専門的な知識・技術及び経験を有する業者の中から最も優れた企画提案力、業務遂行能力を有するものを選定するため、公募型プロポーザル方式にて契約の相手方をの選定を実施した。 当該公募型プロポーザルの結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 一般社団法人 愛知PFS協会 354点/400点
契約の相手方	一般社団法人 愛知PFS協会
契約金額(円)	12,450,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号 052-972-2519

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和8年5月21日
件名	留守家庭児童専用室の解体・撤去（緑区 神の倉学童保育クラブ）
概要	留守家庭児童育成会の移転に伴い、使用している専用室を解体・撤去するもの。
契約の相手方を選定した理由	対象物件については、留守家庭児童専用室賃貸借契約に基づき、リース業者が所有権を有し、対象物件の撤去についても当該業者が実施するものであることから契約の相手方が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を実施。
契約の相手方	株式会社オービス 名古屋営業所
契約金額（円）	5,940,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号 052-972-3092

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課課
契約締結日	令和8年7月10日
件名	留守家庭児童専用室の解体撤去(緑区 大清水学童保育クラブ)
概要	留守家庭児童育成会の移転に伴い、使用している専用室を解体・撤去するもの。
契約の相手方を選定した理由	対象物件については、留守家庭児童専用室賃貸借契約に基づき、リース業者が所有権を有し、対象物件の撤去についても当該業者が実施するものであることから契約の相手方が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を実施。
契約の相手方	大和リース株式会社 名古屋支社
契約金額(円)	5,775,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号 052-972-3092

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課課
契約締結日	令和8年7月17日
件名	留守家庭児童専用室の解体撤去(中村区 風の子学童クラブ第1)
概要	留守家庭児童育成会の移転に伴い、使用している専用室を解体・撤去するもの。
契約の相手方を選定した理由	対象物件については、留守家庭児童専用室賃貸借契約に基づき、リース業者が所有権を有し、対象物件の撤去についても当該業者が実施するものであることから契約の相手方が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を実施。
契約の相手方	株式会社オービス 名古屋営業所
契約金額(円)	6,479,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号 052-972-3092

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課課
契約締結日	令和8年7月17日
件名	留守家庭児童専用室の解体撤去(中村区 風の子学童クラブ第2)
概要	留守家庭児童育成会の移転に伴い、使用している専用室を解体・撤去するもの。
契約の相手方を選定した理由	対象物件については、留守家庭児童専用室賃貸借契約に基づき、リース業者が所有権を有し、対象物件の撤去についても当該業者が実施するものであることから契約の相手方が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を実施。
契約の相手方	株式会社オービス 名古屋営業所
契約金額(円)	6,490,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号 052-972-3092

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局												
課	企画経理課												
契約締結日	令和8年7月27日												
件名	令和8年度名古屋市若者ライフデザイン支援事業業務委託												
概要	若者が将来の人生について考えるきっかけとなるよう、結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等、将来の様々なライフイベントへの柔軟な対応に必要な知識や情報を総合的に習得し、自らがライフデザインを描くことができるようなセミナー等を、大学生世代及び新社会人世代の若者に対して実施するもの。												
契約の相手方を選定した理由	若い世代向けのライフデザイン支援の実施にあたっては、若い世代の常に変化するトレンド等を適切にとらえた訴求力のある総合的な企画内容とする必要があり、契約の相手方の能力・技術・センス・経験に基づくノウハウ等を活かして、企画内容に新規性や創造性を求めることが必要不可欠である。 また、令和8年度は、新たな一步を踏み出す若者たちにライフデザインに関する周知を図ることを目的として、ライフデザインの周知啓発を含めた、成人の日記念行事の記念品制作や、式典会場内PRブースでの周知啓発など、取り組みを拡充して実施する予定である。これらの新たな取り組みを実施するにあたっては、特に企画内容における新規性や創造性が求められる。 以上のことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結する。 <table><tr><td colspan="4">各提案者の順位と点数</td></tr><tr><td>1位</td><td>Connehito(株)</td><td></td><td>241点</td></tr><tr><td>2位</td><td>TOPPAN(株)</td><td>中部事業部</td><td>238点</td></tr></table>	各提案者の順位と点数				1位	Connehito(株)		241点	2位	TOPPAN(株)	中部事業部	238点
各提案者の順位と点数													
1位	Connehito(株)		241点										
2位	TOPPAN(株)	中部事業部	238点										
契約の相手方	Connehito(株)												
契約金額(円)	12,888,260												

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局企画経理課です。
 電話番号 052-972-4653

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	交通事業推進課
契約締結日	令和8年7月16日
件名	令和8年度自動運転バスを活用したガイドウェイバス次期システム車両の検討に係る信頼性・安全性に関する技術支援業務委託
概要	本業務は、信頼性・安全性に配慮してガイドウェイバス次期システム車両の検討を進めるため、別途契約した「令和8年度自動運転バスを活用したガイドウェイバス次期システム車両の検討業務委託」で作成する次期システム車両の基本設計について、本市及び当該業務委託の受注者への技術支援業務を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	選定の相手方は、日本国内において、自動運転車の開発に関わる企業に対して中立的な立場で自動運転車の試験・評価を行う唯一の機関であり、経済産業省と国土交通省の共管により実施している自動運転レベル4等先進モビリティサービス研究開発・社会実装プロジェクトにおいて、安全設計及び評価に係るガイドラインの策定に向けた取り組みを行うワーキンググループの事務局として中心的な役割を果たしていることから、本市の検討に対する技術支援業務を中立的な立場で請け負うことができる唯一の機関である。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人 日本自動車研究所
契約金額(円)	11,845,944

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通事業推進課です。
電話番号 052-972-2730

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	交通事業推進課
契約締結日	令和8年7月27日
件名	令和8年度自動運転バスを活用したガイドウェイバス次期システム車両の検討業務委託
概要	本件業務委託は、ガイドウェイバス志段味線に自動運転バスを導入するための技術的課題の検討を行うものであり、磁気マーカと磁気センサによる制御方法を採用した自動運転バスを使って、テストコースにおいて実験走行を行い、実験結果の解析を実施する。
契約の相手方を選定した理由	選定の相手方は、本件業務で使用する自動運転バスに実装する自動運転システムの特許権等の知的財産を有するため、自動運転バスを製作・運用する能力を有する唯一の者である。 よって当該事業者と随意契約を締結した。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	先進モビリティ株式会社
契約金額(円)	89,586,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通事業推進課です。
電話番号 052-972-2730

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	交通事業推進課
契約締結日	令和8年7月29日
件名	令和8年度自動運転バスに係る横方向制御の信頼性・安全性を向上させる安全装置を備えたバス車両の製作可能性調査業務委託
概要	本件業務委託は、自動運転に関する車両の横方向制御の信頼性・安全性の向上に寄与する既存案内レールを活用した安全装置を備えたバス車両の製作可能性について調査するものである。ガイドウェイバス志段味線は、国内で唯一のガイドウェイバスシステムであり、その特殊性から現行システムに関与した企業含め、現在、国内ではバス車両を製作している企業が存在しない。そのため、海外のガイドウェイバス開発企業を対象として、バス車両の製作可能性について具体的な調査を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	選定の相手方は、海外のバス車両に関する高度な専門知識を有するとともに、当該開発企業が製作したバス車両を日本仕様に適合させる業務の実績を有するため、製作可能性調査を前進・成立させることができる唯一の者である。 よって当該事業者と随意契約を締結した。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	オリエントバイタル株式会社
契約金額(円)	21,868,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通事業推進課です。
電話番号 052-972-2730

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	名港開発振興課
契約締結日	令和8年7月27日
件名	中川運河における水上交通の企画・広報業務委託
概要	本業務は、中川運河における水上交通(愛称:クルーズ名古屋)の活用を通じて、中川運河の環境変化に合わせたクルーズ名古屋の利用促進に寄与する企画を立案・実施・検証し中川運河の賑わい創出を図るものである。 また、クルーズ名古屋の利用促進を目的とした広報施策を実施し、認知度向上および誘客の推進を図るものである。
契約の相手方を選定した理由	中川運河における水上交通は、平成29年から運航を開始し、本年度で運航開始から9年を迎え、周辺事業者との更なる連携による中川運河の魅力向上に向けて、水上交通を活用した新たな乗船体験の創造が課題となっている。 そのため、本業務の業者の選定においては、その委託内容の性質から、新規性及び創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的を達成できない。これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位となった事業者を契約の相手方として選定するものである。 提案者の順位と点数 1位 株式会社ザ・ソーシャル 229点 2位 株式会社JTB 210点 3位 東山ガーデン株式会社 196点 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ザ・ソーシャル
契約金額(円)	9,498,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局名港開発振興課です。
電話番号 052-972-3975

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	名港開発振興課
契約締結日	令和8年7月28日
件名	事業用借地権設定契約
概要	中川運河再生計画に基づき取組を進めている「沿岸用地への憩い・にぎわい施設の誘導」において、既存倉庫等の活用によるにぎわい誘導を実施するため、既存倉庫等の所有者である株式会社運河の森と事業用定期借地権設定契約を締結するものです。 (対象地) 中川区西日置町字南出1－4の一部 中川区西日置町字塩田1－7の一部
契約の相手方を選定した理由	本契約は、不動産の貸付け契約であり、契約の相手方において、従前から、当該土地を許可または契約により、永続的な使用に耐える建物又は堅固な構築物の敷地として使用されてきた土地であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするものです。
契約の相手方	株式会社運河の森
契約金額(円)	月額 79,750円(税込) (年額 957,000円(税込))

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局名港開発振興課です。
電話番号 052-972-2784

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局									
課	都心まちづくり課									
契約締結日	令和8年7月24日									
件名	令和8年度名古屋城三の丸地区における短期アクションの推進支援業務委託									
概要	本件は、令和8年3月に策定した「名古屋城三の丸地区まちづくり構想」に基づき、まちづくりの機運醸成、公民共創及びまちづくりを進める体制構築を目的として、公共空間を活用した社会実験の企画・運営・効果検証及びサロンを開催すること等の業務を行うものです。									
契約の相手方を選定した理由	本業務では、城郭内の官庁街という特殊な地区におけるまちづくりの推進という先行事例に乏しい業務を実施するため、新規性及び創造性を求めることが必要不可欠であり、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 <table><tr><td colspan="3">各提案者の順位と点数</td></tr><tr><td>1位</td><td>株式会社都市研究所スペースア</td><td>422点</td></tr><tr><td>2位</td><td>ランドブレイン株式会社</td><td>367点</td></tr></table> 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	各提案者の順位と点数			1位	株式会社都市研究所スペースア	422点	2位	ランドブレイン株式会社	367点
各提案者の順位と点数										
1位	株式会社都市研究所スペースア	422点								
2位	ランドブレイン株式会社	367点								
契約の相手方	株式会社都市研究所スペースア									
契約金額(円)	9,988,000									

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局都心まちづくり課です。
電話番号 052-972-4258

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	河川工務課
契約締結日	令和8年04月28日
件名	桃山4号水路緊急修繕工事(天白)(緊急随契)
概要	護岸工 L型擁壁設置工 12m 張コンクリート 9m2 河床工 袋詰玉石 12袋
契約の相手方を選定した理由	戸笠公園内を流れる桃山4号水路の法面が、大きく洗堀されていることが判明した。 当該箇所は、戸笠池に流入している水路であり、法面上部にある防護柵の基礎下部の土砂をえぐる形で洗堀されていた。施設の安全確保を図るべく、6月から始まる出水期までに護岸整備を緊急に行う必要があるため、現場を熟知し、即座に対応出来る下記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社竹居組
契約金額(円)	¥12,540,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和8年07月24日
件名	国道155号地滑り観測機器改修業務委託
概要	本業務は、既設の専用回線サービス終了、OSサポート終了に伴い、観測用PCの更新及び一部ソフト改良を実施するもの。 ・PC更新業務 一式 ・地滑り観測システムソフト改良業務 一式
契約の相手方を選定した理由	戸笠公園内を流れる桃山4号水路の法面が、大きく洗堀されていることが判明した。 当該箇所は、戸笠池に流入している水路であり、法面上部にある防護柵の基礎下部の土砂をえぐる形で洗堀されていた。施設の安全確保を図るべく、6月から始まる出水期までに護岸整備を緊急に行う必要があるため、現場を熟知し、即座に対応出来る下記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	基礎地盤コンサルタンツ株式会社 中部支社
契約金額(円)	¥7,040,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	橋梁施設課
契約締結日	令和8年07月28日
件名	令和8年度 庄内川枇杷島橋架替工事(その3)
概要	枇杷島橋架替工事のうち旧橋梁橋台撤去および新設護岸の工事について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	戸笠公園内を流れる桃山4号水路の法面が、大きく洗堀されていることが判明した。 当該箇所は、戸笠池に流入している水路であり、法面上部にある防護柵の基礎下部の土砂をえぐる形で洗堀されていた。施設の安全確保を図るべく、6月から始まる出水期までに護岸整備を緊急に行う必要があるため、現場を熟知し、即座に対応出来る下記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	国土交通省中部地方整備局
契約金額(円)	¥81,096,054

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局橋梁施設課です。

電話番号052-972-2866

随意契約の内容の公表

局区	中村区
課	総務課
契約締結日	令和8年7月22日
件名	区長公舎として用いる住居の借り上げについて
概要	災害発生時における区本部の初期初動体制を確保するため、区本部長となる区長の早期参集に資する公舎を借り上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	不動産の借り入れ契約であり、相手方が特定されるため。 適用条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	エイトエムジー株式会社
契約金額(円)	2,366,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中村区区政部総務課です。
電話番号 052-433-2717

随意契約の内容の公表

局区	名東区
課	総務課
契約締結日	令和8年6月18日
件名	名東区長公舎賃貸借契約
概要	災害発生時における区本部の初期初動体制を確保するため、区本部長となる区長の早期参集に資する公舎を借り上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	不動産の借り入れ契約であり、相手方が特定されるため。 ・根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	所有者(個人)
契約金額(円)	2,218,500円(保証金などを含む)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、名東区役所区政部総務課です。
電話番号 052-778-3013

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教職員研修・採用課
契約締結日	令和8年6月30日
件名	令和8年度教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会教員採用選考試験問題作成事業
概要	「教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会」の構成団体における教員採用選考の共同実施のための、問題作成委託を契約するもの。
契約の相手方を選定した理由	教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会との協定書に基づく業務で、他自治体において総合評価落札方式により事業者が選定されており、契約の目的達成ないし適切な履行が確保できる事業者が特定されるもの。
契約の相手方	公益財団法人 日本人事試験研究センター
契約金額(円)	2,071,375円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教職員研修・採用課
電話番号 052-683-6401

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校施設課
契約締結日	令和8年7月10日
件名	扇台中エレベーター棟増築その他工事(週休2日)(その2)
概要	扇台中:エレベーター棟増築その他工事 (名古屋市緑区徳重一丁目1201番地) 工期:契約締結日から令和9年3月5日まで
契約の相手方を選定した理由	1. 緊急の必要性 扇台中エレベーター棟増築その他工事において、6月5日に開札を実施したが、応札者が無く入札不調となった。 エレベーター棟増築工事は、工事期間中の生徒の安心・安全確保を最優先し、騒音や振動などによる教育環境の悪化を最小限にできるよう、夏季休業期間中に工事を集中して行う必要があるが、再度入札を行うスケジュールでは、夏季休業期間中に一切工事を行うことができなくなってしまう。 また、扇台中にはエレベーターを必要とする生徒が令和9年度入学予定であり、当該生徒の教育環境を改善するためには、速やかなエレベーター増築工事が必要になる。 以上のことから、見積徴取を行い、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と、緊急随意契約を締結するもの。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	株式会社前田工務店
契約金額(円)	79,970,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校施設課です。
電話番号 052-972-3223

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校施設課
契約締結日	令和8年7月10日
件名	扇台中エレベーター棟増築その他電気工事(週休2日)
概要	扇台中:エレベーター棟増築その他電気工事 (名古屋市緑区徳重一丁目1201番地) 工期:契約締結日から令和9年2月26日まで
契約の相手方を選定した理由	1. 緊急の必要性 扇台中エレベーター棟増築その他工事において、6月5日に開札を実施したが、応札者が無く入札不調となった。それに伴い、公告予定だった本件は公告見送りとなった。 エレベーター棟増築電気工事は、工事期間中の生徒の安心・安全確保を最優先し、騒音や振動などによる教育環境の悪化を最小限にできるよう、夏季休業期間中に工事を集中して行う必要があるが、再度入札を行うスケジュールでは、夏季休業期間中に一切工事を行うことができなくなってしまう。 また、扇台中にはエレベーターを必要とする生徒が令和9年度入学予定であり、当該生徒の教育環境を改善するためには、速やかなエレベーター増築工事が必要になる。 以上のことから、見積徴取を行い、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と、緊急随意契約を締結するもの。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	中日本電設工事株式会社
契約金額(円)	21,890,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校施設課です。
電話番号 052-972-3223

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校施設課
契約締結日	令和8年7月10日
件名	沢上中エレベーター棟増築その他工事(週休2日)(その2)
概要	沢上中:エレベーター棟増築その他工事 (名古屋市熱田区五本松町4番4号) 工期:契約締結日から令和9年2月26日まで
契約の相手方を選定した理由	1. 緊急の必要性 沢上中エレベーター棟増築その他工事において、6月2日に開札を実施したが、応札者が無く入札不調となった。 エレベーター棟増築工事は、工事期間中の生徒の安心・安全確保を最優先し、騒音や振動などによる教育環境の悪化を最小限にできるよう、夏季休業期間中に工事を集中して行う必要があるが、再度入札を行うスケジュールでは、夏季休業期間中に一切工事を行うことができなくなってしまう。 また、沢上中にはエレベーターを必要とする生徒が令和9年度入学予定であり、当該生徒の教育環境を改善するためには、速やかなエレベーター増築工事が必要になる。 以上のことから、見積徴取を行い、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と、緊急随意契約を締結するもの。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	タイガーハウス工業株式会社
契約金額(円)	108,570,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校施設課です。
電話番号 052-972-3223

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校施設課
契約締結日	令和8年7月14日
件名	沢上中エレベーター棟増築その他工事(週休2日)(その2)
概要	沢上中:エレベーター棟増築その他工事 (名古屋市熱田区五本松町4番4号) 工期:契約締結日から令和9年2月26日まで
契約の相手方を選定した理由	1. 緊急の必要性 沢上中エレベーター棟増築その他工事において、6月2日に開札を実施したが、応札者が無く入札不調となった。 エレベーター棟増築工事は、工事期間中の生徒の安心・安全確保を最優先し、騒音や振動などによる教育環境の悪化を最小限にできるよう、夏季休業期間中に工事を集中して行う必要があるが、再度入札を行うスケジュールでは、夏季休業期間中に一切工事を行うことができなくなってしまう。 また、沢上中にはエレベーターを必要とする生徒が令和9年度入学予定であり、当該生徒の教育環境を改善するためには、速やかなエレベーター増築工事が必要になる。 以上のことから、見積徴取を行い、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と、緊急随意契約を締結するもの。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 3. 変更契約について 契約書の記載内容の一部につき変更があったため、変更契約書を締結した。
契約の相手方	タイガーハウス工業株式会社
契約金額(円)	108,570,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校施設課です。
電話番号 052-972-3223

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校施設課
契約締結日	令和8年7月10日
件名	沢上中エレベーター棟増築電気工事(週休2日)(その2)
概要	沢上中:エレベーター棟増築電気工事 (名古屋市熱田区五本松町4番4号) 工期:契約締結日から令和9年2月26日まで
契約の相手方を選定した理由	1. 緊急の必要性 沢上中エレベーター棟増築その他工事において、6月2日に開札を実施したが、応札者が無く入札不調となった。それに伴い、公告中だった本件が中止となった。 エレベーター棟増築電気工事は、工事期間中の生徒の安心・安全確保を最優先し、騒音や振動などによる教育環境の悪化を最小限にできるよう、夏季休業期間中に工事を集中して行う必要があるが、再度入札を行うスケジュールでは、夏季休業期間中に一切工事を行うことができなくなってしまう。 また、沢上中にはエレベーターを必要とする生徒が令和9年度入学予定であり、当該生徒の教育環境を改善するためには、速やかなエレベーター増築工事が必要になる。 以上のことから、見積徴取を行い、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と、緊急随意契約を締結するもの。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	中日本電設工事株式会社
契約金額(円)	39,335,670

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校施設課です。
電話番号 052-972-3223

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教育環境整備課
契約締結日	令和8年7月22日
件名	菊里高8年次保全改修衛生工事(その2)
概要	工事場所:菊里高(名古屋市千種区星が丘元町13番7号) 対象 :南校舎棟 工事内容:給水設備、給湯設備、排水設備、衛生器具設備、消火設備、換気設備、空調設備等
契約の相手方を選定した経緯	1. 緊急の必要性 菊里高8年次保全改修衛生工事(週休2日)において、建築工事の入札不調を受け、入札が中止となった。 再入札を実施した場合、令和8年度内の工事完了に間に合わないため、教育委員会において契約を行なうもの。 以上のことから、見積徴取を行い、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と、緊急随意契約を締結するもの。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	日新工業株式会社
契約金額(円)	109,703,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教育環境整備課です。
 電話番号 052-972-3224

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教育環境整備課
契約締結日	令和8年7月28日
件名	菊里高8年次保全改修電気工事(その2)
概要	工事場所: 菊里高(名古屋市千種区星が丘元町13番7号) 対象 : 南校舎棟 工事内容: 電灯設備、動力設備、受変電設備、構内情報通信網設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、自動火災報知設備
契約の相手方を選定した経緯	1. 緊急の必要性 菊里高8年次保全改修電気工事(週休2日)において、建築工事の入札不調を受け、入札が中止となった。 再入札を実施した場合、令和8年度内の工事完了に間に合わないため、教育委員会において契約を行なうもの。 以上のことから、見積徴取を行い、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と、緊急随意契約を締結するもの。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	三野屋電工株式会社
契約金額(円)	87,994,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教育環境整備課です。
 電話番号 052-972-3224

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教育環境整備課
契約締結日	令和8年7月22日
件名	菊里高始め2校8年次保全改修工事(その2)
概要	工事場所:菊里高(名古屋市千種区星が丘元町13番7号) 対象 :南校舎棟 工事内容:屋上防水改修、外部改修、内部改修等 工事場所:高針小(名古屋市名東区高針二丁目1103番地) 対象 :中校舎棟 工事内容:屋上防水改修、外部改修、内部建具改修、便所改修等
契約の相手方を選定した経緯	1. 緊急の必要性 菊里高始め2校8年次保全改修工事(週休2日)において、応札者が無く入札不調となった。 再入札を実施した場合、令和8年度内の工事完了に間に合わないため、教育委員会において契約を行なうもの。 以上のことから、見積徴取を行い、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と、緊急随意契約を締結するもの。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	タイガーハウス工業株式会社
契約金額(円)	280,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教育環境整備課です。
電話番号 052-972-3224

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教育環境整備課
契約締結日	令和8年7月23日
件名	高針小8年次保全改修衛生工事(その2)
概要	工事場所:高針小(名古屋市名東区高針二丁目1103番地) 対象 :中校舎棟 工事内容:給水設備、排水通気設備、衛生器具設備、消火設備、換気設備
契約の相手方を選定した経緯	1. 緊急の必要性 高針小8年次保全改修衛生工事(週休2日)において、建築工事の入札不調を受け、入札が中止となった。 再入札を実施した場合、令和8年度内の工事完了に間に合わないため、教育委員会において契約を行なうもの。 以上のことから、見積徴取を行い、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と、緊急随意契約を締結するもの。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	合資会社眞保工務所
契約金額(円)	58,300,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教育環境整備課です。
電話番号 052-972-3224

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教育環境整備課
契約締結日	令和8年7月17日
件名	若水中始め2校8年次リニューアル改修その他工事(週休2日)(その2)
概要	工事場所:若水中(名古屋市千種区若水二丁目6番1号) 対象 :体育館棟 工事内容:屋上防水改修、外部改修、内部改修、便所改修等 工事場所:葵小(名古屋市東区葵一丁目5番1号) 対象 :北校舎棟・講堂棟 工事内容:屋上防水改修、外部改修、内部建具改修、便所改修等
契約の相手方を選定した経緯	1. 緊急の必要性 若水中始め2校8年次リニューアル改修その他工事(週休2日)において、応札者が無く入札不調となった。 再入札を実施した場合、令和8年度内の工事完了に間に合わないため、教育委員会において契約を行なうもの。 以上のことから、見積徴取を行い、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と、緊急随意契約を締結するもの。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	株式会社Takeichi
契約金額(円)	247,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教育環境整備課です。
電話番号 052-972-3224

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和8年7月31日
件名	名古屋市立山田小学校給食調理等業務委託
概要	山田小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 株式会社松浦商店 607点 2位 フジ産業株式会社名古屋支店 558点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社松浦商店
契約金額(円)	30,720,000円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和8年7月31日
件名	名古屋市立瀬古小学校給食調理等業務委託
概要	瀬古小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 株式会社松浦商店 583点 2位 フジ産業株式会社名古屋支店 556点 3位 葉隠勇進株式会社中部支店 542点 4位 株式会社はぐみ 484点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社松浦商店
契約金額(円)	28,320,000円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和8年7月31日
件名	名古屋市立下志段味小学校給食調理等業務委託
概要	下志段味小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 メーキュー株式会社 592点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	メーキュー株式会社
契約金額(円)	34, 029, 600円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和8年7月31日
件名	名古屋市立桶狭間小学校給食調理等業務委託
概要	桶狭間小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 葉隠勇進株式会社中部支店 570点 2位 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 533点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	葉隠勇進株式会社中部支店
契約金額(円)	28,881,600円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和8年7月31日
件名	名古屋市立天白小学校給食調理等業務委託
概要	天白小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 メーキュー株式会社 586点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	メーキュー株式会社
契約金額(円)	30, 056, 400円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和8年7月31日
件名	名古屋市立楠小学校給食調理等業務委託
概要	楠小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 フジ産業株式会社名古屋支店 584点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	フジ産業株式会社名古屋支店
契約金額(円)	30, 884, 700円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和8年7月31日
件名	名古屋市立八幡小学校給食調理等業務委託
概要	八幡小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 フジ産業株式会社名古屋支店 580点 2位 葉隠勇進株式会社中部支店 554点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	フジ産業株式会社名古屋支店
契約金額(円)	28,987,200円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和8年7月31日
件名	名古屋市立神の倉小学校給食調理等業務委託
概要	神の倉小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 ハーベストネクスト株式会社 573点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ハーベストネクスト株式会社
契約金額(円)	24, 804, 500円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和8年7月31日
件名	名古屋市立貴船小学校給食調理等業務委託
概要	貴船小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 株式会社EVERYFOOD 598点 2位 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 533点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社EVERYFOOD
契約金額(円)	26,070,000円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	美術館
契約締結日	令和 8年 7月 3日 (履行期間：令和8年8月1日～令和9年3月31日)
件名	名古屋市美術館で使用する電気の調達
概要	名古屋市美術館で使用する電気の供給
契約の相手方を選定した理由	1 随意契約の必要性 令和8年5月29日に名古屋市美術館で使用する電気の供給に係る競争入札を実施し、応札はあったが、再度入札を含めいずれも予定価格超過であり、落札者がいなかったため、応札者等に対し不落による随意契約交渉を行った。 応札のあった事業者及び現契約先の中から、最低価格を提示した おいでんエネルギー株式会社を契約先とした。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2 第1項第8号
契約の相手方	おいでんエネルギー株式会社
契約金額（円）	24,612,514円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局美術館です。
電話番号 052-212-0001

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	救急部救急救命研修所
契約締結日	令和8年7月17日
件名	救急救命士養成教育学習管理システム(ソフトウェア)のプログラム改修委託
概要	本件は、救急救命士養成教育学習管理システム(ソフトウェア)のプログラムの改修を「東芝デジタルエンジニアリング株式会社 中部事業所」に委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	救急救命士養成教育学習管理システム(ソフトウェア)とは、名古屋市救急救命研修所で実施されている救急救命士養成教育において、国家試験受験資格取得のために必要な単位認定試験等の作成及び各学生の成績管理を行うために開発した、名古屋市救急救命研修所独自のシステムです。 当該システムは、名古屋市救急救命研修所の監修のもと、開発時の受託者である「東芝情報システム株式会社 中部支社」が開発しており、そのパッケージ部分の権利は同社が保有しており、そのプログラムの構成及びデータの暗号化に係る手法を知る者は、同社に限定されています。 また、「東芝情報システム株式会社 中部支社」は社名変更などにより、「東芝デジタルエンジニアリング株式会社 中部事業所」が事業継承していることから、現在、当該システムについての作動条件を保証できる事業者は「東芝デジタルエンジニアリング株式会社 中部事業所」1社のみとなります。 以上のことから、「東芝デジタルエンジニアリング株式会社 中部事業所」と随意契約を締結するものです。
契約の相手方	東芝デジタルエンジニアリング株式会社 中部事業所
契約金額(円)	2,640,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局救急部救急救命研修所です。
電話番号 052-842-7588

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	総務部施設課
契約締結日	令和8年7月31日
件名	消防局保有車両用燃料(ガソリン及び軽油)の購入について(令和8年度8月分)
概要	消防局が保有する自家給油取扱所16箇所で使用する消防車両用燃料(ガソリン及び軽油)を調達するものです。
契約の相手方を選定した理由	本市と愛知県石油業協同組合は、地震、風水害等の災害が発生した場合に、本市の要請によりガソリン、軽油及び重油等の燃料を優先的に供給する「災害時における燃料供給に関する協定」を締結しています。 また、国においては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年6月30日法律第97号)に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針(以下「基本方針」という。)を定めており、基本方針では、災害時の燃料供給協定を締結している官公需適合組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合(以下「石油組合」という。)を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合で、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときは、当該石油組合と随意契約ができることとされています。 以上のことから、基本方針に基づき、平常時及び災害時の安定的な燃料確保に鑑み、愛知県石油業協同組合と随意契約を締結するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額(円)	14,021,118円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局総務部施設課です。
電話番号 052-972-3518

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	総務部職員課
契約締結日	令和8年7月28日
件名	オペレーティングシステム更新に係る影響調査委託
概要	消防人事システム(以下「本システム」という。)について、本システムと職員情報システムが正常に動作するか及び指令管制システムへの影響を調査し、その結果に基づく必要な処置を把握するもの。
契約の相手方を選定した理由	消防人事システムは、日本電気株式会社製パッケージソフトウェア(電子自治体基盤 大規模市版 職員認証)を使用しており、本市向けの改良を施して構築されたものである。本契約に含まれるシステムの構築状況調査を実施するには、上記パッケージソフトウェアの著作権を有する日本電気株式会社でなければ行うことができません。 日本電気株式会社が保有している消防事業については、令和7年10月1日より段階的に完全子会社のNECネットエスアイ株式会社に事業継承されており、日本電気株式会社が保有する消防人事システムに関する知的財産を用いた契約行為については、本事業継承に伴いNECネットエスアイ株式会社に移管されています。 したがって、本業務を確実に履行できるのはNECネットエスアイ株式会社以外になく、契約の相手方として選定します。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NECネットエスアイ株式会社 中日本支社
契約金額(円)	16,889,400円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局総務部職員課です。
電話番号 052-972-3512

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防部指令課
契約締結日	令和8年7月24日
件名	車両動態位置管理システム車載端末装置の移設業務委託
概要	本委託は、消防車及び救急車の更新に伴い、車両動態位置管理システム車載端末装置の移設業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	当局の車載装置は、当局が令和4年度から6年度に委託した「指令管制システム更新委託業務」において、日本電気株式会社が納入した同社製の指令管制システム機器です。 令和7年度からは日本電気株式会社から事業継承を受けたNECネットエスアイ株式会社により管理・保守契約を行っています。そのため指令管制システム及び消防情報システムに影響を及ぼさず移設業務が行えるのは、事業継承を受けたNECネットエスアイ株式会社しかないため、動作保障と保守の観点から随意契約するものです。 以上のことから、NECネットエスアイ株式会社中日本支社と随意契約するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NECネットエスアイ株式会社 中日本支社
契約金額(円)	9,599,040円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局指令課です。
電話番号 052-972-3524

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	防災課
契約締結日	令和8年7月27日
件名	ボトル缶飲料水製造業務委託
契約の概要	ボトル缶飲料水である災害用備蓄飲料水「名水」の製造を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	災害用備蓄飲料水「名水」は災害に備えて飲料水の備蓄を促進するために販売をするものです。 長期保存可能な備蓄用飲料水とするため、１０年以上の保存期間が保証でき、災害時に再利用できるよう開閉できるキャップ付容器で製造する必要があります。また、海洋プラスチックごみ問題などへの対応からペットボトルではなく、アルミ製容器で製造する必要があります。 原料である名古屋市の水道水から、上記の条件を満たす製品を製造できるのは、大円食品工業株式会社しかありませんので、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	大円食品工業株式会社
契約金額（円）	13,237,224円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 防災課 です。

電話番号 052-972-3675

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和8年7月31日
件名	設計積算システム改修業務委託（その2）
契約の概要	本件は、積算基準改定等に伴う既存の設計積算システムの変更（工事費積算処理及び画面入力・帳票出力仕様の変更、数量計算方法変更等）を行うため、システムの一部改修を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本システムは、局の発注仕様を実現するため、株式会社日立システムズが開発したパッケージソフト（設計積算・数量計算用）をベースにカスタマイズ（改造・機能追加等）を行ったものであり、基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が所有しています。したがって、本システムの改修業務ができるのは当該事業者以外にはないため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立システムズ 中部支社
契約金額（円）	31,270,580円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和8年7月1日
件名	重油類等供給委託（単価契約）
契約の概要	下水道施設においては、排水ポンプや下水汚泥焼却炉等の燃料用重油類の供給を委託するものです。また、水道施設においては、非常用発電機設備の燃料用重油類の供給を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	当局下水道施設には、雨水ポンプ所を始めとして降雨時など緊急に重油類の供給が必要となる施設及び下水・汚泥処理のために常時重油類が必要な施設が63か所あります。水道施設においても3浄水場と鳴海配水場、志段味配水場、平和公園配水場、朝日取水場を合わせて7か所に停電時等非常用発電機設備があります。所在地は市内外一円に点在していると同時に、各施設における重油類の収容能力には差があります。 このような環境において、質・量ともに安定して重油類を供給できる事業者は、市内外一円に組合員を擁する愛知県石油業協同組合（官公需適格組合）のみであることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額（円）	重油（特A）大口ディーゼル機関用、ガスタービン発電機用 1k l 当たり 135,000円（税抜）ほか3件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3666

随意契約の内容の公表

2026001361

局区	交通局
課	工務課
契約締結日	令和8年7月14日
件名	レール塗油器交換業務委託
概要	レール塗油器の交換業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、草野産業株式会社が製造したレール塗油器の交換業務を行うもので、既設塗油器部品の一部を再利用し交換を行う。レール塗油器の構造等に関する技術情報は公開されていないため、レール塗油器の製造・修理を行っている草野産業株式会社を選定する。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	草野産業株式会社
契約金額(円)	76,989,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局工務課 です。
電話番号 052-972-3888

随意契約の内容の公表

2026001508

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年7月1日
件名	久屋大通駅エスカレーター3号機駆動装置モーター及び減速機修理委託
概要	本件は、昇降機の安全な運行を確保するため、部品の分解整備を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の部品交換を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術が必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した日本オーチス・エレベータ(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社 中部支店
契約金額(円)	4,107,400

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026001982

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和8年7月7日
件名	東別院駅始め4駅エレベーターかご内照明整備委託
概要	本件はエレベーターのかご内照明を蛍光灯からLED灯に取替えるもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の部品交換を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術が必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した三菱電機(株)より国内昇降機事業を移管され、技術情報が引き継がれている三菱電機ビルソリューションズ(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社
契約金額(円)	4,059,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2026001349

局区	交通局
課	名港工場
契約締結日	令和8年7月1日
件名	18t天井クレーン制御機器の更新
概要	当局名港工場で使用している18t天井クレーンに搭載されている制御機器の更新をするもの。
契約の相手方を選定した理由	当局名港工場に設置されている18t天井クレーンは、日立機電工業(株)が設計・開発・製造したものであり、詳細な技術情報が公開されておらず、本件の18t天井クレーン制御機器の更新を行うことができるのは、日立機電工業(株)から社名変更した(株)日立プラントメカニクスのみであるため、その指定営業店である(株)ヤシマキザイ 名古屋支店と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社ヤシマキザイ 名古屋支店
契約金額(円)	21,697,500

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026002161

局区	交通局
課	日進工場
契約締結日	令和8年7月13日
件名	主電動機PGセンサの購入
概要	当局高速度鉄道第3号線及び第6号線車両の主電動機に使用している主電動機PGセンサを購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第3号線及び第6号線車両の主電動機に使用している主電動機PGセンサは、主電動機を構成する部品の一部であり、既存の主電動機に適合する主電動機PGセンサを製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該主電動機PGセンサを設計・開発・製造した三菱電機(株)しか行うことができないため、その指定営業店である(株)菱交 名古屋支店と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社菱交 名古屋支店
契約金額(円)	6,336,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026002751

局区	交通局
課	日進工場
契約締結日	令和8年7月21日
件名	第3号線及び第6号線車両用部品（滑走防止弁膜板始め27品目）の購入
概要	当局高速度鉄道第3号線及び第6号線車両の保守整備に使用する部品（滑走防止弁膜板始め27品目）を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第3号線及び第6号線車両の保守整備に使用している部品（滑走防止弁膜板始め27品目）は、地下鉄車両の各機器に使用されており、既存の各機器に適合する部品を製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該部品を設計・開発・製造した三菱電機(株)しか行うことができないため、その指定営業店である(株)菱交 名古屋支店と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社菱交 名古屋支店
契約金額(円)	9,193,030

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2026001187

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和8年7月1日
件名	赤池き電開閉所直流電源装置整備部品製造及び取替(設備更新)
概要	本件は、赤池き電開閉所に設置してある直流電源装置の部品製造及び取替を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、赤池き電開閉所に設置されている直流電源装置の部品製造及び取替を行うものである。既設の直流電源装置に適合する部品製造及び取替にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該装置を設計・製造した者しか行うことができない。よって、当該装置の設計・製造会社である古河電池株式会社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	古河電池株式会社 中部支社
契約金額(円)	8,764,690

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892